

令和2年度 京都市立蜂ヶ岡中学校 学校いじめ防止基本方針

1 総則

（1）目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、その生命や身体に重大な危機を生じさせるものである。

本校では、上記のことと鑑み、全ての子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向と取組内容を盛り込んだ『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

（2）基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなることを主たる目的に取り組む。また全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするとともに、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であることについて、生徒が充分に理解できるようにしなくてはならない。

さらに、いじめ防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校だけではなく、家庭、地域住民、その他全ての関係者が連携して、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止対策委員会

[構成員] 校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、
養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策と早期発見対策を検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・問題がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者が協力して事実関係の把握を行い、いじめであると判断された時は「組織」で問題解決まで被害者、加害者双方に対して指導と支援を行う。

[実施予定]

- ・月1回（緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[生徒・保護者への周知方法]

- ・ホームページへの掲載。

いじめ防止対策委員会の他に生徒指導委員会を週一回開催している。

生徒指導委員会

[構成員] 校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、補導主任、各学年補導係、養護教諭

[役割]

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策と早期発見対策を検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援と指導を検討し実践する。
- ・問題がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者が協力して事実関係の把握を行い、いじめであると判断された時は「組織」で問題解決まで被害者、加害者双方に対して指導と支援を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・あらゆることに優先して現場主義を徹底する。

本校の学校運営方針の根幹である「一人ひとりを徹底的に大切にする蜂ヶ岡教育」の推進のため、生徒が学校にいる間、授業中は言うまでもなく、授業間や昼食後の休憩時間、放課後や様々な取組の時間、部活動の時間などに生徒と時間と場所を共有して活動し、コミュニケーションをはかるとともに生徒を見守り、お互いの人間性を理解し合うことで信頼関係を強める。常時近くに大人の目があることは生徒に安心感を持たせ、生徒間の無用なトラブルや事故を防ぐことにもつながり、トラブルが起きた場合でも早く発見し、速やかに対応できるようになる。生徒が教職員を信頼感していれば、様々な相談をする機会が増えることはもちろん、校内における言動にも落ち着き、学習に対する意欲が高まることで必然的に学力も向上することは間違いない。

教職員は、社会で許されることは学校でも許されないことを理解させることは必要であるが、取り締まることが目的ではなく、見守り育てることが目的であることを心から理解しなくてはならない。信頼関係だけですべての課題が解決できるわけではないが、信頼関係のない教育活動は効果が薄い。

・授業改善

「教育課程指導計画」に基づく指導計画を作成し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を追求する。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

各学年で指導すべき知識と技能を確実に習得させ、全ての生徒に学習基盤の定着をはかる。そのために信頼関係に基づいた学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握して効果的な学習形態を工夫する。校内授業研究や支部授業研究、若年教員対象の校内授業研修などを通じてわかる授業を追求する。

・人権学習・道徳教育の充実

人権に関する諸問題について科学的な視点を含めて学習し、自分の問題として取り組める力を培う。

7月と12月の人権学習、2月の性教育については学年ごとのテーマを決め、各学年の実態に応じた具体的な内容に沿って指導案を検討し、学習を進める。使用する資料については充分吟味をして、今の時代に適するものを使用する。

日常の授業は言うまでもなく、あらゆる時間と機会をタイムリーに捉えて、生徒の人権意識と道徳的資質を培う。また、その機会を逃さない鋭い人権感覚を教職員が持つように、校内研修を充実させる。

生徒の人権意識の向上や道徳的実践力を育むために校区の2小学校との連携を強化して、共通した9年間のカリキュラムを作ることでより効果的な学習を進める。

道徳教育推進教師や教務主任を中心に、授業時間の確保や資料の精選、また指導案の堆積を含めて校内体制を強化する。

・生徒会活動の充実

生徒会本部役員を中心とした生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で自分への自信を培い、自己有用感を高めて自己実現につなげる指導を進める。

京都市中学校生徒会宣言の趣旨を生徒の活動に生かすとともに、内容を生徒に周知して生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

・体験活動の充実

職業体験やボランティア活動等の体験活動や総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連をはかり、道徳的価値の自覚を深める指導の充実をはかる。

・その他

保護者や生徒に対して学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに、課題解消のための対策を講じる。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・現場主義の徹底

あらゆることに優先して現場主義の徹底を貫く。生徒が学校にいる間、授業中は言うまでもなく、授業間や昼食後の休憩時間、放課後やさまざまな取組時間、部活動の時間などに生徒と時間と場所を共有してコミュニケーションをはかり、見守ることを何よりも大切にする。近くに大人の目があるので、多くの生徒に安心感を持たせて教師と生徒の信頼関係を強める。また生徒間の無用なトラブルや事故を防ぐことにもつながり、トラブルが起こった場合でも早く発見し、速やかに対応できるようになる。生徒が教師に対して信頼感をもっていれば、校内での言動にも落ち着きがみられるよ

うになり、学習に対してはもちろん、お互いを大切にする気持ちも高まる。さらに、「嫌な思い」をしていないかということを中心におき、いじめの積極的認知に取り組む。

・アンケート、教育相談の充実

日常の生徒観察に加え、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート）を実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期支援と指導を行う。

日常の随時の教育相談はもちろん、年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、改善する方向を探る。保護者や地域住民、関係機関等の支援が必要な場合は、速やかに必要な支援を行う。

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめ事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒及び保護者への支援、またいじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、さらにいじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察をはじめとする関係機関との連携等、適切な措置を講ずる。

・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

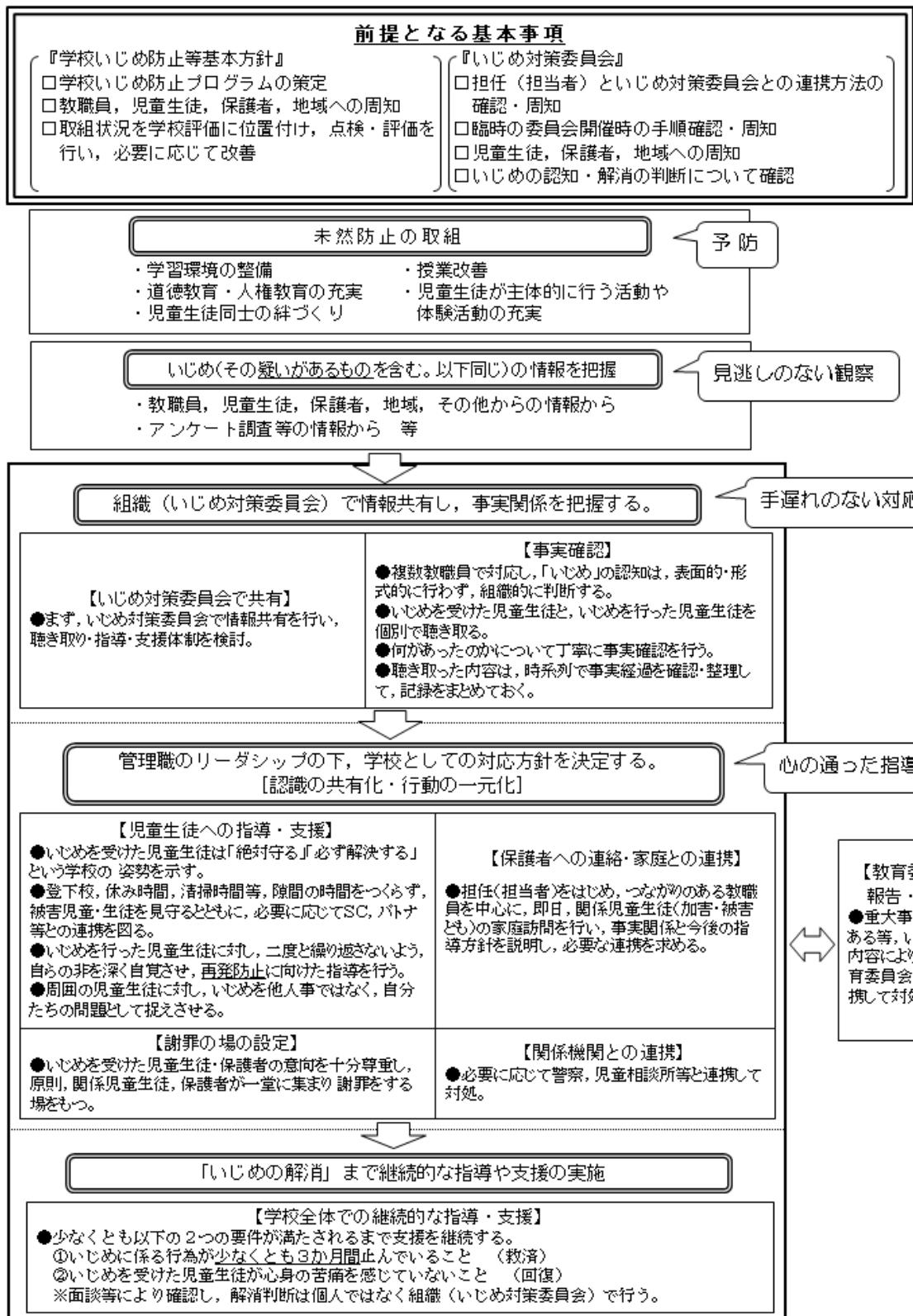
校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を徹底するとともに、保護者に対しても全面的な協力を要請する。

委員会や警察と連携して「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般の未然防止の啓発と指導に努める。

ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には速やかに適切かつ丁寧な指導を行う。

日常の生徒との関わりの中での情報把握に努め、必要に応じて介入するとともに、生徒のソーシャルスキルの向上と、生徒一人ひとりの居場所づくりに努める。

教科指導（社会科、技術・家庭科等）の中で情報リテラシーを涵養するよう努める。保護者会や学校だより、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動など、あらゆる機会に保護者や地域への啓発活動を行う。



（4）教職員の資質能力向上の取組

- ・全ての教職員は、日常的に生徒の動向を見守り、その情報交換を行うなかで教職員相互の観察視点を補い合い、観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点を点検する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

保護者との連携を今まで以上に細かく丁寧に行い、生徒の些細な変化であっても気づいた場合には、学校だけではなく保護者とも情報を共有して早い段階で対処する。また保護者とは普段から連絡を密にして、何についてでも話の出来る信頼関係を作つておくことが大切である。

「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域住民に広く周知し、社会全体で協力して子どもを育てる機運を高める。

あらゆる機会を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者や地域住民に広く周知しするとともに、いじめをなくす取り組みは、保護者の理解と協力がなければ進まないことを広く訴える。具体的には、『いじめられていないか？』と同じように、『他の子どもをいじめていないか？』という声かけが家庭や地域住民との会話の中で、自然に話せるようにする。

5 重大事態への対処

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、また本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用やその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等、必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組計画（次頁）を策定する。ただし、年度途中に必要に応じて計画の見直しを行う場合もある。

「※ 今年度公共交通機関や貸切バス等で校外への移動を伴う行事等は中止の方向で今後行事を見直します。」

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信・関係機関との連携
4	◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」	入学式 学級開き		家庭訪問週間(中止)
	「校内体制や組織的対応の共有」	新入生を迎える会		
	「生徒・保護者への広報について」	学級目標決め		
	◆校内研修会 「情報の共有と対応について」			
5	◇いじめ防止対策委員会 「情報共有と取り組みの確認」	憲法月間の講話「いじめの問題」 について(学校だよりにて)		家庭訪問週間(中止) PTA総会
	◆校内研修会 「学校評価項目の確認」	いじめ対策委員の紹介 小中連携授業参観(延期) 【1年】校外学習(延期) 【1年】ケータイ教室(延期) 【3年】修学旅行(延期)		学校運営協議会① 地生連①
6	◇いじめ防止対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果について」	保育園・幼稚園交流会(中止)	第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① 教育相談の実施①	土曜参観(中止) 道徳公開授業(中止)
7	◇いじめ防止対策委員会 「アンケート結果の共有と長期休業に向けて」	人権学習 学年集会		三者懇談会 学校評価の実施
	◆職員会議 「夏季休業中の生活について」	夏季休業を迎えるにあたっての心構え 【3年】薬物乱用防止教室 生徒総会	第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	進路保護者会
8	◆小中合同研修会 「連携についての協議」	生徒会リーダー研修会 生徒会交流会 【1年】非行防止教室		地域パトロール
9	◇いじめ防止対策委員会 「情報と事案の経過の共有」	オープンスクール 【1年】ファイナンスパーク 【2年】チャレンジ体験		
10	◇いじめ防止対策委員会 「情報の共有と効果的なカウンセリング」	体育大会 合唱コンクール 生徒会本部役員選挙	第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②	学校運営協議会② 地生連②
11	◇いじめ防止対策委員会 「情報といじめアンケート結果の共有」	愛宕適応登山 【1年】防煙教室	第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	進路保護者会 授業参観
	◆校内研修会 「学校評価に基づく改善策について」	薬物乱用防止教室 【2年】校外学習	教育相談の実施②	
12	◇いじめ防止対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果の共有」	人権学習 学年集会 冬季休業を迎えるにあたっての心構え		三者懇談会 学校評価の実施 入学説明会
1	◇いじめ防止対策委員会 「9月以降の事案について経過の共有」 「学校評価の結果について」	百人一首大会		
2	◇いじめ防止対策委員会 「情報の共有と対策、課題の確認」 ◆年間反省	性教育 小中部活動体験		学校運営協議会③ 地生連③
3	◇いじめ防止対策委員会 「来年度のいじめ防止基本方針について」 ◆職員会議 「年間を通じての経過の共有と課題の確認」	3年生を送る会 卒業式 学年集会 学級のまとめ	記名式アンケートの保管 クラスマネジメントシートデータ保管	